
燕市基盤技術人材育成支援事業

（ 支援事業のご案内 ）

燕市産業振興部 商工振興課

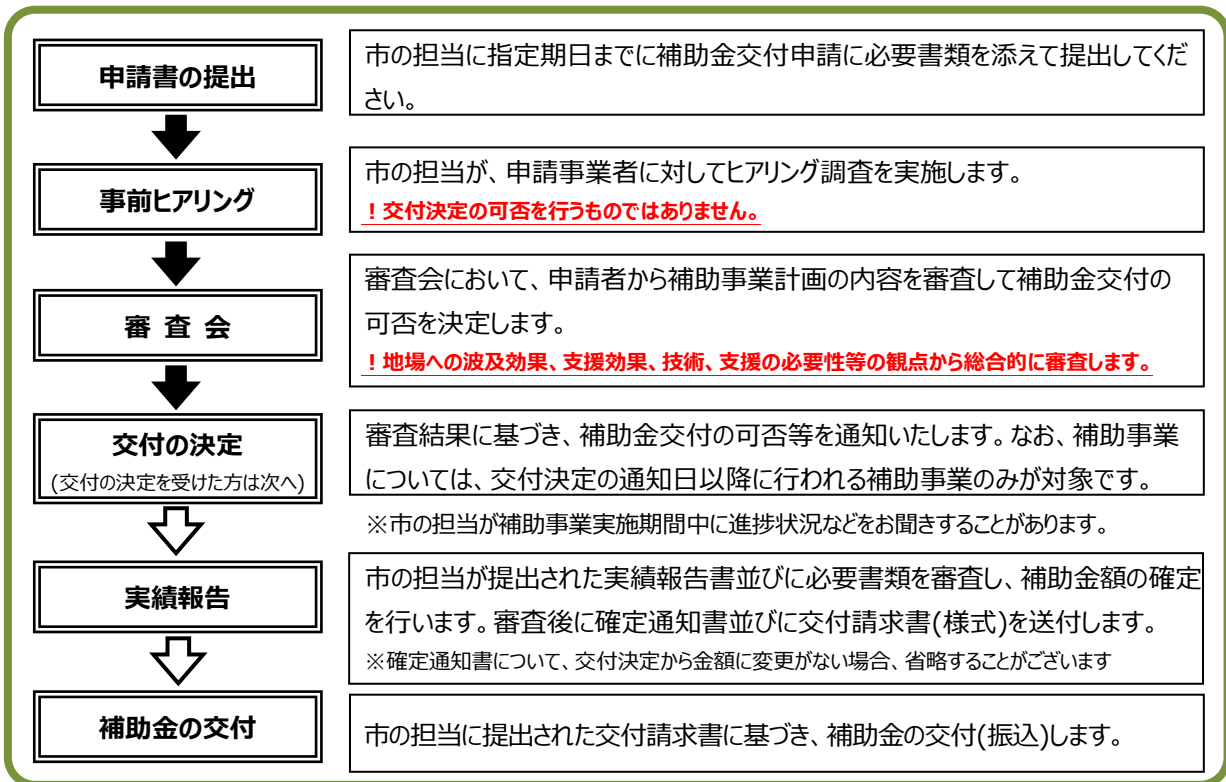
この支援事業は、燕市内の中小企業のみなさんが行う消滅又は縮小が懸念される基盤技術の承継又は内製化を目的とした人材育成事業を支援するものです。

《 用語の意味 》

基盤技術	研磨、溶接、へら絞り（手絞り）、ヤスリ製造など、機械化になじまず特定の者の手加工に依存される技術であり、高度な技術力を要するもの
専門的技術を有する者	基盤技術を有し、原則、当該技術を用いた製造に従事した期間が10年以上である者
内製化	外部の専門的技術を有する者に依頼して社内の人材を育成し、自社に無い基盤技術を新たに取り組むこと
指導	専門的技術を有する者から基盤技術の習得に係る座学又は実習を受けること

・補助対象事業	消滅又は縮小が懸念される基盤技術を内製化し、サプライチェーンの維持強化を行う事業。ただし、同様の事業計画により他の補助金の交付を受けている場合は補助対象事業としない。
・補助対象者	市内で事業を営む中小企業 市税に滞納がない者 従業員のいずれもが専門的技術を有する者と三親等以内でない者 ※本補助金は1事業者につき交付決定を1回受けた時点で申請資格を喪失する（連続する3年計画のうち、2/3、3/3年目の申請を除く）。
・補助対象経費	補助対象経費に記載のとおり
・補助金額	【 補助限度額 】 （1/3年目）250万円・・・機械装置費、機械移設費を含む （2/3年目）150万円・・・機械装置費、機械移設費を除く （3/3年目）100万円・・・機械装置費、機械移設費を除く ・技術指導費:10/10、上限1時間あたり2,000円(日額16,000円) ・機械装置費:補助対象経費の1/2、上限200万円 ※初年度のみ ・機械移設費:補助対象経費の1/2 ※初年度のみ ・教材費:補助対象経費の1/2 ・その他経費:補助対象経費の1/2
・補助対象期間	交付決定日の属する年度を含む連続する3年度間 ！ 2/3、3/3年目分の申請は翌年度初日付で交付申請を行う必要があります。

《 申請からの流れ 》



【前払い請求について】

交付決定がなされた補助事業について、交付決定額の 30%以内の額を前払い請求することができます。

【補助対象期間について】

- 1/3 年目・・・1 年目の交付決定日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 2/3 年目・・・2 年目分の交付決定日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- 3/3 年目・・・3 年目分の交付決定日から令和 10 年 3 月 31 日まで

《 申請方法について 》

申請書類については、以下の必要書類を市の担当まで直接持参または郵送で提出してください。

なお、受付期間を過ぎて提出することはできませんのでご注意ください。

受付期間	令和 8 年 4 月 1 日 (火) から 10 月 30 日 (金) まで ※予算が上限に達した時点で受付を終了します。
提出書類	①補助金交付申請書 (様式 1) ②燕市基盤技術人材育成支援事業実施計画書 (様式 2) ※1 ③燕市税の納税証明書 ※2 ※1 2/3、3/3 年目の場合は省略することができます。 ※2 市役所 2 階 収納課で交付を受けたものを添付してください。

《 申請書等のダウンロード 》

交付申請書等の様式は、燕市ホームページからダウンロード（毎年更新）できます。

トップページの【産業】の「商工業者への融資・助成制度」へお進みください。

《燕市ホームページアドレス》 <http://www.city.tsubame.niigata.jp/>

《 補助対象経費一覧 》

経費区分	適用範囲及び算定方法	提出根拠書類 (実績報告時)
技術指導費	専門的技術を有する者に指導を受けた場合に謝礼として支払われる経費	◎請求書 ◎支払を確認できる書類 (振込受領書等)
		補助対象経費の10分の10の額で、1時間あたり2,000円(1日あたり16,000円)が上限額
機械装置費	専門的技術を有する者から手加工技術を習得する上で必要とされる機械装置又は工具器具の購入、改良、据え付け、借用又は修繕に必要な経費 (注意) 中古機械は適正価格であることが証明できるものに限る。また、手加工を伴わない全自動加工機などの導入を目的としたものは対象外	◎請求書 ◎支払を確認できる書類 (振込受領書等)
		補助対象経費の2分の1の額で、上限200万円
機械移設費	専門的技術を有する者から技術指導を受けるため、技術指導を受けようとする者が行う機械装置の既設場所からの取り外し、又は移設等に要する経費 (注意) 機械装置の購入又は自社以外の者が所有する機械装置を借用して移設する場合に限る。	◎請求書 ◎支払を確認できる書類 (振込受領書等)
		補助対象経費の2分の1の額
教材費	専門的技術を有する者から技術指導を受けるため、技術指導を受けようとする者が行う材料又は消耗品の購入に要する経費	◎請求書 ◎支払を確認できる書類 (振込受領書等)
		補助対象経費の2分の1の額

！ 消費税及び地方消費税は、補助対象経費となりません。

！ 飲食などの経費については、すべて補助対象外とします。

！ 根拠書類の提出がない場合は、補助対象経費として認められませんのでご注意ください。

[illegible]

その他ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

燕市産業振興部商工振興課 産業支援係
〒959-0295 燕市吉田西太田 1934 番地
電話 : 0256-77-8231 (直通)
ファックス : 0256-77-8306
E-Mail : shoko@city.tsubame.lg.jp